



栃木県公報

平成25年
12月6日(金)
第2537号

目次

告示

○保安林の指定施業要件の変更	947
○道路の供用開始	948
○建築基準法による道路の指定	948

公告

○公共測量の実施	951
○同	952
○土地区画整理事業の換地処分の届出	952

調達等公告

○入札公告(特定調達公告)	952
○同	954

宇都宮市街地開発組合

○宇都宮市街地開発組合財政事情の公表	955
--------------------	-----

告示

栃木県告示第613号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次の保安林の指定施業要件を変更したので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年12月6日

栃木県知事 福田 富一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下都賀郡壬生町大字中泉字サツツケ377、380、381、384、387、390・391(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、392-2、392-3、392-5、392-6、392-13、392-15、392-23、405-1、413、414-1、415-1、417、419、420、421-6、421-7、421-8、421-9、421-17、421-18、421-20、421-21、大字助谷字西根857-3・886-2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、896、900-4
- 保安林として指定された目的
干害の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び壬生町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第614号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年12月6日から平成26年1月6日まで一般の縦覧に供する。

平成25年12月6日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
	一般国道293号	那須郡那珂川町馬頭2118-1から 那須郡那珂川町馬頭2185-1まで	平成25年12月16日
72	主要地方道 大田原芦野線	那須郡那須町大字芦野字夫婦石1419-7から 那須郡那須町大字芦野字夫婦石1436まで	平成25年12月16日
149	一般県道 小来川文挾石那田線	日光市南小来川103-1から 日光市南小来川98-1まで	平成25年12月6日
269	主要地方道 小山環状線	小山市大字荒井字古光57-1から 小山市大字荒井字沼内8-3まで	平成25年12月6日
277	一般県道 小来川清滝線	日光市西小来川3415から 日光市西小来川3412-1まで	平成25年12月6日
334	一般県道 小山下野線	小山市大字出井字臼打北1872-4から 小山市大字荒井字古光57-1まで	平成25年12月7日 正午

(道路保全課)

栃木県告示第615号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定により次のとおり道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

平成25年12月6日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	道路の位置	道路の延長及び幅員	指定年月日	所管の土木事務所
法第42条第1項第4号の規定による道路	下野市仁良川字結城街道1331-1、1331-2、1333、1335-1、1335-2、1337、1339、1341、1343-1、1343-2、1344-1、1344-4、1446-1、1446-2、1446-3、1446-4、1448-1、1457-1、1457-2、1458、1459、1461、1464、1465、1468-2、1469、1470-1、1472の各一部	幅員12.00m 延長250.17m	平成25年 9月27日	栃木 土木事務所
	下野市仁良川字結城街道1452-2、1452-3、1452-4の各一部	幅員6.00m 延長17.48m	平成25年 9月27日	栃木 土木事務所
	下野市仁良川字結城街道1446-1、1446-2、1446-3、1446-4、1447-1、1447-2、1448-1、1449-1、1449-3、1449-4、1450-1、1451-1、1452-2、1452-5、1455-2、1455-5、1455-6、1455-8、1455-9、1455-11、1456-1、1456-2の各一部	幅員6.00m 延長151.09m	平成25年 9月27日	栃木 土木事務所

下野市仁良川字結城街道1326、1328、1330-1、1332、1334-1、1334-2、1334-3、1336-1、1336-2、1338、1340、1342、1343-1、1343-2、1344-2の各一部	幅員6.00m 延長306.49m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字結城街道1339、1340の各一部	幅員6.00m 延長50.10m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字結城街道1452-2、1452-4の各一部、字西原1609、1610-2の各一部	幅員9.00m 延長49.93m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字西原1652-1、1652-2、1652-3、1652-4、1652-5、1652-6、1652-7、1654-9、1656-2、1656-4、1657-1、1658-4の各一部	幅員16.00m 延長179.67m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字西原1612-2、1612-3、1612-5、1617-3、1620-2、1621-1、1622-5、1623-1の各一部	幅員9.00m 延長103.05m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字西原1617-1、1617-2、1622-2、1622-3、1622-4、1622-6、1623-1、1623-2、1624-1の各一部、字結城街道1430、1432-1、1433-1、1434-1の各一部	幅員9.00m 延長253.60m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字結城街道1387-1、1387-3、1388-1、1388-2、1388-3、1388-4、1390-1、1390-2、1391-3、1392-1、1395-1の各一部、1392-2、1392-3	幅員6.00m 延長121.72m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字西原1610-2の一部、字結城街道1433-1、1434-1、1434-2、1436-1、1436-2、1436-3、1439、1441-1、1441-2、1441-3、1442、1445-1、1445-3、1445-4、1445-5、1445-6、1445-7、1445-8の各一部	幅員6.00m 延長302.84m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字西原1612-1の一部、字結城街道1441-1、1441-2、1441-3、1442、1443の各一部	幅員6.00m 延長92.56m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字西原1612-3の一部、字結城街道1441-1、1441-2、1441-3の各一部	幅員6.00m 延長92.59m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字西原1617-3、1618-1、1618-2、1620-1、1620-2、1622-5、1622-6の各一部	幅員6.00m 延長90.61m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字西原1621-1の一部、字結城街道1436-1、1436-2、1436-3の各一部	幅員6.00m 延長92.51m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字西原1623-2、1624-1、1624-2、1625-1、1625-2、1625-3、1625-4の各一部、字結城街道1424-2、1424-3、1425-1、1425-2の各一部	幅員6.00m 延長187.08m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所

下野市仁良川字西原1624-1、1624-2、1625-1、1625-2、1625-3、1625-4、1626-1、1626-2、1626-3、1633の各一部	幅員6.00m 延長93.63m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字西原1625-1、1625-2、1625-3、1625-4の各一部、字結城街道1429-1、1429-2の各一部	幅員6.00m 延長92.54m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字西原1627、1628、1632、1634の各一部、字結城街道1425-1、1425-2の各一部	幅員6.00m 延長93.72m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字結城街道1425-1、1425-2の各一部	幅員6.00m 延長91.64m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字西原1629-1、1629-4、1631の各一部、字結城街道1425-1、1425-2の各一部	幅員6.00m 延長94.42m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字結城街道1425-1、1425-2の各一部	幅員6.00m 延長80.41m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字結城街道1424-1、1424-4、1425-1、1425-2、1429-1、1429-2、1431、1433-1の各一部	幅員6.00m 延長199.99m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字西原1629-1、1629-2、1629-3、1629-5、1631、1635-1、1635-2、1636の各一部、字結城街道1422、1423-1、1423-3、1423-4、1423-6、1423-8、1423-11、1423-12、1423-13、1423-14、1423-15、1423-16、1424-1、1424-2、1424-3、1424-4、1424-5、1424-6、1424-8の各一部、字新屋敷1652-5、1653-2、1653-3、1653-4、1653-8の各一部	幅員6.00m 延長270.00m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字結城街道1411-1、1413-1、1413-2、1413-3、1413-4、1413-5、1413-6、1413-7、1415-1の各一部、字新屋敷1654-1、1654-6、1654-7、1654-8、1654-10、1654-12、1655-1、1655-5、1656-4の各一部	幅員6.00m 延長336.00m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字結城街道1411-1、1413-5、1415-3、1417-3、1419-8、1419-9、1421-8の各一部、字新屋敷1653-1、1653-4、1653-6、1653-7、1653-11、1654-1、1654-5、1654-11、1655-1、1655-4の各一部、1654-3、1654-4	幅員6.00m 延長162.00m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字結城街道1415-1、1417-1、1417-2、1419-1、1419-3、1419-5、1419-6、1421-5、1423-1の各一部	幅員6.00m 延長257.00m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字結城街道1419-1、1419-5、1419-9、1419-10、1421-3、1421-5、1421-6、1421-7、1421-8の各一部、	幅員6.00m 延長130.00m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所

字新屋敷1654-3の一部			
下野市仁良川字結城街道1411-1の一部、 字新屋敷1655-1の一部	幅員6.00m 延長40.72m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字西原1639-1の一部、字新 屋敷1643-1、1643-2、1649、1650-1、 1650-7、1650-8、1650-9、1650-10、 1651-2の各一部	幅員6.00m 延長200.36m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字西原1642-1、1642-11、 1642-20、1643-1、1643-2、1644、1645- 1、1647、1650-3、1650-4、1650-5、 1660-1の各一部	幅員6.00m 延長485.00m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字西原1639-1の一部、字新 屋敷1642-1の一部	幅員6.00m 延長141.09m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字西原1639-1の一部、字新 屋敷1643-1、1643-2の各一部	幅員6.00m 延長127.03m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字新屋敷1643-1、1643-2、 1645-1、1645-2、1646、1649の各一部	幅員6.00m 延長113.42m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字西原1647、1648、1649、 1650-1、1650-4、1650-5、1650-6の各 一部	幅員6.00m 延長94.81m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字新屋敷1659-1、1659-7、 1659-28の各一部	幅員6.00m 延長77.93m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字新屋敷1658-2、1658-3、 1659-1、1659-2、1659-3、1659-4、 1659-6、1659-25の各一部	幅員6.00m 延長148.00m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字新屋敷1657-11、1657-12、 1658-2、1658-3、1659-1、1659-2、 1659-3、1659-4、1659-5、1659-6、 1659-10、1659-21、1659-28、1660-1の各 一部	幅員6.00m 延長324.38m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所
下野市仁良川字新屋敷1659-8、1659-10、 1659-21の各一部	幅員4.00m 延長74.98m	平成25年 9月27日	栃 木 土木事務所

(建築課)

公 告

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宇都宮地方務局長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成25年12月6日

栃木県知事 福田 富 一

1 作業種類

公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）

- 2 作業地域
宇都宮市滝の原二丁目、滝の原三丁目、弥生二丁目、宮原四丁目、宮原五丁目
- 3 作業期間
平成25年12月1日から平成27年3月31日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、さくら市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成25年12月6日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業地域
さくら市
- 3 作業期間
平成25年12月1日から平成26年3月10日まで

（監理課）

○土地区画整理事業の換地処分の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、小山栃木都市計画事業JR大平下駅前土地区画整理事業の地区内の土地について次のとおり換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

平成25年12月6日

栃木県知事 福田 富一

- 1 換地処分の年月日
平成25年11月25日
- 2 換地処分の内容
平成25年11月13日付け栃木県指令都計第273号で認可した換地計画のとおり。

（都市計画課）

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年12月6日

栃木県立がんセンター所長 清水 秀 昭

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量 栃木県立がんセンターで使用する電力
予定使用電力量 6,186,000キロワット時
 - (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
 - (3) 納入期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
 - (4) 納入場所 栃木県立がんセンター
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

- (3) 平成26年1月17日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業を営むことについて届出をした者であること。
- (5) 特定規模電気事業者においては、1の(1)の入札において落札決定後、供給期間の始期までに関東管内の一般電気事業者が定める接続供給約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-0834 栃木県宇都宮市陽南4-9-13 栃木県立がんセンター財務課 電話028-658-5894
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 平成25年12月6日から平成26年1月14日までの日（土曜日、日曜日、祝日、平成25年12月30日、同月31日、平成26年1月2日及び同月3日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（ただし、午後0時から午後1時までを除く。）(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成26年1月17日午前10時 (1)の場所に持参すること。
ただし、郵送による入札書の受領期限及び提出場所は、同月16日午後5時とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。
イ 開札の日時及び場所 平成26年1月17日午前10時 栃木県立がんセンター管理棟1階事務局打合室1
- (4) 入札方法 1の(1)の件名で、総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、3の(3)の入札書の受領期限までに、2の(4)に該当する者であることを証する書面を提出しなければならない。
- (4) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 契約書の作成の要否 要
- (7) その他
ア 平成26年度栃木県一般会計予算及び平成26年度栃木県病院事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。
イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electric power for the Tochigi Cancer Center
Estimated amount of electric power to be used 6,186,000kWh
- (2) Time and Date of Bidding :
10:00 a.m., January 17, 2014
- (3) Information is available at:
Finance Division
Tochigi Cancer Center

4-9-13 Yonan, Utsunomiya, Tochigi Prefecture
320-0834
TEL 028-658-5894

(医事厚生課)

○入札公告 (特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年12月6日

とちぎリハビリテーションセンター所長 星 野 雄 一

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 とちぎ健康の森で使用する電力
予定使用電力量 5,600,000kWh
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (4) 納入場所 栃木県宇都宮市駒生町3337-1 とちぎ健康の森

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成26年1月17日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業を営むことについて届出をした者であること。
- (5) 特定規模電気事業者においては、1の(1)の入札において落札決定後、供給期間の始期までに関東管内の一般電気事業者が定める接続供給約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1
とちぎリハビリテーションセンター管理部総務企画課 電話028-623-6101
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
平成25年12月9日から平成26年1月16日までの日(土曜日、日曜日、祝日、平成25年12月30日、同月31日、平成26年1月2日及び同月3日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成26年1月17日午前10時 とちぎリハビリテーションセンター3階大会議室へ持参すること。ただし、郵送による入札書の受領期限及び提出場所は、同月16日午後5時とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。
イ 開札の日時及び場所 平成26年1月17日午前10時 とちぎリハビリテーションセンター3階大会議室
- (4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、3の(3)の入札書の受領期限までに、2の(4)に該当する者であることを証する書面を提出しなければならない。
- (4) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無 無
- (7) 契約書の作成の要否 要
- (8) その他
 ア 平成26年度栃木県一般会計予算及び平成26年度栃木県病院事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。
 イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
 Electric power for the Tochigi Health Forest (Tochigi Kenko no Mori)
 Estimated amount of electric power to be used 5,600,000kWh
- (2) Time and Date of Bidding :
 10:00 a.m., January 17, 2014
- (3) Information is available at :
 General Planning Division,
 Department of Management,
 Tochigi Rehabilitation Center
 3337- 1 Komanyu-machi, Utsunomiya, Tochigi 320-8503
 TEL 028-623-6101

(障害福祉課)

宇都宮市街地開発組合

宇都宮市街地開発組合告示第7号

宇都宮市街地開発組合財政事情の公表に関する条例（昭和39年宇都宮市街地開発組合条例第3号）第2条の規定により、宇都宮市街地開発組合の財政事情を次のとおり公表する。

平成25年12月6日

宇都宮市街地開発組合
 組合長 福田 富 一

まえがき

この「財政事情」は、宇都宮市街地開発組合の財政状況についてご理解をいただくため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定により、毎年6月と12月に公表しているものです。

今回は、一般会計に係る平成25年度上半期（平成25年4月1日から同年9月30日まで）の財政状況及び平成24年度宇都宮市街地開発組合決算状況について、その概要をご説明いたします。

I 平成25年度一般会計予算の執行状況

平成25年9月30日現在における上半期の一般会計予算の執行状況は、次のとおりです。

(1) 歳入

(単位：円、%)

款	科 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	調定額に対する 収 入 割 合
1	使用料及び手数料	10,000	10,500	10,500		100.0

2	財 産 収 入	50,580,000	28,047,736	28,047,736		100.0
3	繰 入 金	44,539,000	6,809,412	6,809,412		100.0
4	繰 越 金	100,000	154,196	154,196		100.0
5	諸 収 入	24,000	13,534	13,534		100.0
歳 入 合 計		95,253,000	35,035,378	35,035,378		100.0

(2) 歳出

(単位：円、%)

款	科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	予 算 残 額	予算現額に対する 支 出 割 合
1	議 会 費	2,542,000	1,056,205	1,485,795	41.6
2	総 務 費	88,758,000	30,245,189	58,512,811	34.1
3	処 分 管 理 費	3,453,000	406,499	3,046,501	11.8
4	予 備 費	500,000		500,000	
歳 出 合 計		95,253,000	31,707,893	63,545,107	33.3

II 公有財産

(1) 土地及び建物

(単位：㎡)

区 分		平成25年 3月31日現在	増 減	平成25年 9月30日現在
行 政 財 産	土 地	5,188.10		5,188.10
	建 物	578.02		578.02
普 通 財 産	土 地	100,558.21		100,558.21
	建 物			

(2) 財政調整基金

(単位：円)

区 分		平成25年 3月31日現在	増 減	平成25年 9月30日現在
1	有 価 証 券	6,962,260,130	△ 637,000,000	6,325,260,130
2	現 金	3,325,818,884	652,250,000	3,978,068,884
合 計		10,288,079,014	15,250,000	10,303,329,014

III 平成24年度一般会計歳入歳出決算状況

一般会計の歳入歳出決算額は、歳入94,115,759円、歳出93,961,563円で歳入歳出差引額は154,196円となりました。

(1) 歳入

(単位：円)

款	科 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	(不納欠損額) 収 入 未 済 額	予算現額と収入 済 額 と の 比 較
1	使用料及び手数料	1,000	55,500	55,500		54,500
2	財 産 収 入	53,116,000	53,487,298	53,487,298		371,298
3	繰 入 金	43,742,000	40,380,090	40,380,090		△ 3,361,910
4	繰 越 金	100,000	168,632	168,632		68,632
5	諸 収 入	24,000	24,239	24,239		239
歳 入 合 計		96,983,000	94,115,759	94,115,759		△ 2,867,241

(2) 歳出

(単位：円)

款	科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1	議 会 費	2,577,000	2,209,817		367,183	367,183
2	総 務 費	90,253,000	88,268,558		1,984,442	1,984,442
3	処 分 管 理 費	3,653,000	3,483,188		169,812	169,812
4	予 備 費	500,000			500,000	500,000
歳 出 合 計		96,983,000	93,961,563		3,021,437	3,021,437

(3) 資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づき、平成24年度決算に係る資金不足比率を算定したところ、資金不足を生じていないため、資金不足比率は経営健全化基準未満となっています。

会 計 名	資 金 不 足 比 率
一 般 会 計	- (20.0)

備考

- 1 資金不足比率については、資金不足額がないため「-」と表示。
- 2 カッコ内は経営健全化基準の数値を表す。